

第6 介護保険財政安定化基金

1 設置根拠等

(1) 設置根拠

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第147条第1項

(2) 設置目的及び基金事業

保険者の介護保険財政の安定化に資することを目的として、保険者の保険財政に赤字が生じたときに、次により交付又は貸付の事業を行う。

①交付…赤字の原因が保険料収納額が見込額より不足するものであるとき（法147条第1項第1号。ただし、交付は計画期間（3年間）の最終年度においてのみ行う）

②貸付…赤字の原因が給付費の増大によるものであるとき（同項第2号）

(3) 基金の財源

国 1/3、県 1/3、保険者 1/3

(4) 基金積立額の算定方法

○基金積立額＝ $\boxed{\text{各保険者の拠出金合計額}} \times 3$

（法第147条5項）。

○各保険者の拠出金＝ $\boxed{\text{各保険者の標準給付費等見込額}} \times \boxed{\text{安定化基金拠出率（0％）}}$

安定化基金拠出率は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第12条第1項第1号の規定により、厚生労働大臣の定める率（0.04％）を標準として条例で定めることとされており、福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成12年福岡県条例第20号。以下「条例」という。）第2条において、平成21年度以降は0％と定めているため、第5期計画期間における拠出はなかった。

2 平成26年度における運用実績等

平成26年度は、新規積立は行わず、第4期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金として約8,460万円を積み立てた。年度中の運用益は約4,514万円であった。

平成25年度は第5期計画期間の3年度目に当たるが、保険者から貸付及び交付の申請は無かったため、貸付事業及び交付事業はなかった。この結果、年度末の基金額は約83億6,994万円となった。

	前年度末残高 A	新規積立額 (運用益除く) B	財政安定化基金 償還金・返還金 C	年度中の 運用益 D	年度中の 取崩額 E	年度末現在高 F(=A+B+C+D-E)
平成26年度	8,240,203,190円	0円	84,599,000円	45,140,229円	0円	8,369,942,419円

介護保険財政安定化基金の状況_1 財政安定化基金の運用

平成 26 年度の運用益内容 (関連 : D)

運用益発生日	運用金額(元金)	運用方法	運用期間	運用益
平成 26 年 6 月 30 日	8,240,203,190 円	(一括運用配分)	平成 26 年 3 月 31 日 ~平成 26 年 6 月 30 日	6,654,629 円
平成 26 年 9 月 30 日	8,246,857,819 円	(一括運用配分)	平成 26 年 6 月 30 日 ~平成 26 年 9 月 30 日	12,284,979 円
平成 26 年 12 月 26 日	8,259,142,798 円	(一括運用配分)	平成 26 年 9 月 30 日 ~平成 26 年 12 月 26 日	6,884,393 円
平成 27 年 3 月 31 日	8,350,626,191 円	(一括運用配分)	平成 26 年 12 月 26 日 ~平成 27 年 3 月 31 日	19,316,228 円
合 計				45,140,229 円